

横浜・港北ニュータウン

北山田駅前センター街づくり協定

街並み形成ガイドライン

名称・位置の規定			
センター商業景観 (駅前広場に面する街区)	ストリート商業景観 (主要な歩行者専用道路に面する街区)	ロードサイド商業景観 (幹線道路に面する街区)	緑地景観 (緑道に面する街区)
考え方			
街の玄関口として歩行者、車両面からの視線を重視した街並みの形成を図る。	歩行者の視線を重視した賑わい性の高い街並み形成を図る。	幹線道路からの車の視線を重視した街並み形成を図る。	緑化の推進、美観への配慮により、緑道から眺めた環境を良好なものとする。
商業的な連続性を強め、街の「インパクト」を高める。	商業的な連続性、サインや演出による視認性を強め、随所に休憩機能を導入することで街の「回遊性・滞留性」を高める。		
用途			
建物の1階部分は、極力物販・飲食・サービス店などの用途とする。 歩行者専用道路橋に直接接続が可能な建物は、2階部分も極力物販・飲食・サービス店などの用途とする。			緑を活かした施設配置することで、緑道との一体的な利用を図る。
道路と建物の関係			
建物と道路の間にゆとりを持たせ、その部分の仕上げは、道路と一体感のある仕上げとする。		建物の外壁と緑地の間にゆとりを持たせ、極力その部分の緑化に努める。 造園計画は緑道の植生系と一体になるよう配慮する。	
演出			
歩行者専用道路に面する部分は、極力オープンスペースを確保し、休憩の場として花・緑などで魅力的な演出を施す。銀行などの業務店舗とする場合は、ショーウィンドやプランターボックス、花壇の設置などにより、連続性を保つよう工夫する。			

街づくり協定区域図

